

# 「新・生活様式」対応リフォーム 補助の手引き

令和2年度山形県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業



山形県県土整備部建築住宅課

令和2年10月9日



## 目次

I. はじめに .....	2
II. 山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱の解説 .....	3
第1条（要綱の目的及び交付） .....	3
第2条（定義） .....	3
(1) 住宅 .....	3
(2) 空き家 .....	3
(3) 住宅等 .....	4
(4) リフォーム工事 .....	4
(5) 県内業者 .....	4
第3条（補助対象工事） .....	5
第4条（補助金の額） .....	5
第5条（補助金交付申請書） .....	5
第6条（交付の条件） .....	5
第7条（補助事業の中止又は廃止） .....	5
第8条（補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告） .....	5
第9条（実績報告書） .....	6
第10条（概算払） .....	6
第11条（指導監督等） .....	6
第12条（書類の提出） .....	6
第13条（疑義） .....	6
第14条（その他） .....	6
III. 別表要件工事の解説 .....	6
別表第1 .....	7
別表第2 .....	7
別表第3 .....	9

## I. はじめに

本手引きは、「山形県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金交付要綱」に基づき、県から市町村へ補助を行う際の審査の基準を解説しています。実際に「新・生活様式」対応工事リフォーム補助を申請する施工主は、申請先市町村が策定した要綱等に基づく事となります。

※「新・生活様式」対応工事リフォーム補助のルールは、申請先の市町村により取り扱いが異なりますのでご注意ください。

## II. 山形県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金交付要綱の解説

### 第1条(要綱の目的及び交付)

知事は、住宅の質の向上及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下が懸念される県民の住宅投資意欲を喚起し、県内経済の活性化を図るとともに、「新・生活様式」に対応した住まいづくりを推進するため、市町村が住宅等の「新・生活様式」に対応したリフォーム工事を行う者に対して補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

#### 1. 目的及び交付

「住宅の質の向上及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下が懸念される県民の住宅投資意欲を喚起し、県内経済の活性化を図るとともに、「新・生活様式」に対応した住まいづくりを推進」を目的とし、市町村が行う補助事業に対して補助金を交付する。

#### 2. 「山形県補助金等の適正化に関する規則」について

補助事業を行う市町村が、規則における「補助事業者」、補助事業者である市町村に対して交付する補助金が、規則における「補助金等」となる。

#### 3. 「新・生活様式」対応リフォーム工事の交付申請及び交付決定、補助事業等の遂行等、補助金の返還等の規定について

規則及びこの要綱は、補助事業者である市町村に対しての規定であり、実際に「新・生活様式」対応リフォーム工事を行う者に対する補助要綱等は、当該規則及び要綱の趣旨に沿って、補助事業者が別に策定する。

### 第2条(定義)

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 住宅

山形県内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住するものをいう。

##### 1. 自らが所有する建築物

申請者が登記簿上の所有者、又は固定資産税の納税義務者である等事実上の所有者である建築物。なお、所有者より申請に係る委任を受けた2親等までの親族が居住する建築物を含む。

※法人等が所有する建築物は該当しない。（社宅や宗教法人が所有者であるお寺に付随した母屋等も該当しない。）

##### 2. 自らが居住する建築物

申請者の住民基本台帳法第7条に基づき記載された住所であり、申請者本人が常時継続的に居住している建築物。（リフォーム後に居住する場合を含む）

※別荘等のセカンドハウスは常時継続的に利用していないため該当しない。

※店舗や農作業用部分を有する併用住宅については、居住部分のみが該当。また、旅館業法に基づく簡易宿所営業（民宿等）等を行っている住宅については、営業許可申請における客室、便所、洗面所等の営業用部分を除く部分のみが該当。

#### (2) 空き家

事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。

イ 売買（平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもの及び平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けたものに限る。）

ロ 贈与（平成31年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）

ハ 相続（平成29年4月1日以降に相続したものに限る。）

ニ 賃貸借（平成31年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）

(3)住宅等

住宅、空き家をいう。

建築基準法第2条第1項に規定する建築物のうち、住宅・空き家。

(4)リフォーム工事

別表第1から別表第3までに掲げる工事をいう。ただし、表中に記載のない工事については、県と市町村が協議して追加できるものとする。

修繕や補修は対象外。

それぞれの工事の目的を達成すると見込まれる工事について、協議を行い追加できるものとする。

(5)県内業者

山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

1. 個人事業者

所得税法に基づく直近の確定申告において当該工事に関する事業所得を有する事業者。

ただし、直近の確定申告において当該事業所得を0円で申告している場合は、過去に当該事業所得があった事を確認出来る場合にかぎり当該事業所得を有するとみなす。

(個人事業者による自宅のリフォームについて)

個人事業者本人による自宅のリフォームについては、原則として本事業の対象外。また、申請者が個人事業者本人以外の配偶者、親、子、兄弟等同一世帯員の場合でも、原則として本事業の対象外。

2. 山形県内に本店を有する法人

(施工業者が商人である場合) ※商法4条1項

商業登記簿の本店住所が山形県内となっている法人。

(施工業者が商人以外の者である場合) ※例えば農業協同組合、生活協同組合等の協同組合等法人登記簿で主たる事務所の住所が山形県内となっている法人。

第3条 (補助対象工事)

補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅等のリフォーム工事を行うものであること。

(2) リフォーム工事の施工にあたり、県内業者と請負契約を締結するものであること。

(3) リフォーム工事に要する費用には、令和2年度山形県住宅リフォーム総合支援事業に係る補助金を対象とした工事に要する費用、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第6号に基づく応急修理に要する費用及び浸水住宅復旧緊急支援事業に係る補助金の対象とした工事に要する費用を含まないこと。

1. 対象工事

補助対象は別表及び協議によって追加された工事のみが対象。

2. 請負契約以外の取扱い

補助対象は、山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人と請負契約に基づき行われるリフォーム工事が該当し、申請者個人が施工する場合や、売買契約やレンタル契約等による施工は対象外。

3. 他補助事業との併用

当事業は、対象工事を重複しないよう明確に分ければ、令和2年度山形県住宅リフォーム総合支援事業、災害救助法の応急修理及び浸水住宅復旧緊急支援事業との併用が可能である。

上記以外の補助事業の併用については、補助金の交付元に確認ください。

#### 第4条（補助金の額）

補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) リフォーム工事に対する補助 市町村が補助する額（リフォーム工事に要する費用の2分の1に相当する額を限度とする。）の2分の1の額又は10万円のいずれか低い額
- (2) 市町村附帯事務費補助 1千円
- 2 第1項第1号のリフォーム等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付は、令和2年9月1日以降に着手され、令和3年3月31日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

#### 1. 年度内における補助の回数

補助金は、同一年度内において住宅1戸につき1回を限度とする。

#### 2. 住宅1戸の定義

住宅1戸とは、母屋1棟。

#### 3. 補助額

工事費50%上限10万円

#### 4. 工事着手日及び竣工日

市町村で変えることも可能ではあるが、着手日は令和2年9月1日以降、年度内に完成する工事を対象とする。

#### 第5条（補助金交付申請書）

規則第5条に規定する補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

#### 2 第1項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 補助事業に関する規程の写し
- (3) 事務費明細書（別記様式第2号）
- (4) 市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

#### 第6条（交付の条件）

規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更とする。

- (1) 補助事業に係る規程の変更
- (2) 補助金の額の増加
- (3) 補助金の額の20パーセントを超える減少
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画承認申請書（別記様式第3号）に前条第1項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

#### 第7条（補助事業の中止又は廃止）

規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

#### 第8条（補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

#### 第9条（実績報告書）

補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後一月を経過する日又は令和3年4月9日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 事務費精算書（別記様式第2号）
- (3) 市町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### 第10条（概算払）

知事は必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

- 2 市町村は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第6号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

#### 第11条（指導監督等）

知事は、事業の円滑な遂行を図るため、必要があるときは、当該市町村に対し指示をし、又は事業の内容について調査することができるものとする。

#### 第12条（書類の提出）

この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、提出先は、山形県県土整備部とする。

#### 第13条（疑義）

この要綱に定めのない事項で県補助金の交付に関して疑義が生じた場合は、県と市町村が協議するものとする。

#### 第14条（その他）

この要綱に定めるもののほか、県補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### 附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

### III. 別表要件工事の解説

#### 別表第1（住宅内にウイルスを持ち込まない工事）

工事内容
1-1 宅配ボックスを設置する工事

##### 【補足】

- ・アンカーで動かないように固定する等の工事が発生するものに限る。商品を買ってきて置いただけでは対象外。

工事内容
1-2 モニター付きインターホンを設置する工事

##### 【補足】

- ・モニター（カメラ）付きでないものからモニター（カメラ）付きのものに変えるなど、居住者と来訪者が接触せずに応答できる機能を有するインターホンに交換する工事。

工事内容
1-3 開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアを設置又は既設の玄関ドアをタッチレス玄関ドアに改修する工事

##### 【補足】

（タッチレス玄関ドアとは）

- ・開閉又は施錠等をカードやリモコン等の操作で行える玄関ドア。
- ・引戸タイプの玄関扉も対象。
- ・ドアに設置されたテンキー等を押して開閉や施錠するものは対象外。

工事内容
1-4 玄関脇手洗い器を設置する工事

##### 【補足】

（玄関脇とは）

- ・玄関のすぐ傍であれば住宅の内外を問わない。

工事内容
1-5 タッチレス水栓器具を設置する工事

##### 【補足】

- ・台所や洗面所等の水栓器具をタッチレス水栓器具に交換する工事。
- ・洗面台等をタッチレス水栓器具付きのものに交換する工事。
- ・自動又は手をかざすことで流れる便器に改修又は交換する工事。

#### 別表第2（住宅内の感染拡大を防止する工事）

工事内容
2-1 玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや玄関に網戸を設置する工事

##### 【補足】

- ・玄関だけでなく、勝手口等でも住宅内の換気ができれば対象。
- ・換気できる部分の開口部寸法の要件はない。既存の玄関ドアを加工して換気用の開口部を設けるような場合は、個別にご相談ください。
- ・既に網戸が付いて換気ができる玄関ドア又は引戸を通風式玄関ドアに交換するのは対象外。

工事内容
2-2 居室を換気するための換気設備を設置する工事

**【補足】**

- ・換気設備であれば、第一種換気設備・第二種換気設備・第三種換気設備を問わない。
- ・換気機能付きのエアコンは換気設備とみなし、工事を伴うものは対象とする。

工事内容
2-3 感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム（室内に洗面台とトイレを設置する）工事

**【補足】**

- ・ステイルームとしての機能を満たす工事であれば対象。

工事内容
2-4 感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事

**【補足】**

- ・住宅内への増設が対象。
- ・小便器を洋便器等に交換する工事は対象外。

工事内容
2-5 抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事（内装材、手すり等）

**【補足】**

- ・各メーカーのカタログ等で抗菌・抗ウイルス機能をデータ等で確認できるものが対象。
- ・住宅内の感染拡大防止の観点から、建材の使用は住宅内部に限る。

工事内容
2-6 住宅内に手洗い器を追加設置する工事

**【補足】**

- ・手洗い器の加設置は住宅内のどこでも対象。

工事内容
2-7 居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事

**【補足】**

- ・開口部を新たに追加する工事、追加開口部や既設の開口部に網戸を設置する工事が対象。
- ・開放された非居室である廊下や階段等は対象だが、食品庫、物置、物干し場等内への設置は対象外。
- ・網戸の購入のみは対象外。

工事内容
2-8 洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事

**【補足】**

- ・自動開閉式便器に交換する工事も対象。
- ・便座の購入のみは対象外。

### 別表第3（テレワーク又はリモート授業に対応する工事）

工事内容
3-1 テレワーク等を行うための防音に配慮した工事

#### 【補足】

- ・テレワーク等を行う居室の防音性を高めるために、天井、床、間仕切り壁等に吸音材を充填又は、防音パネル等を付加する工事。
- ・壁等の防音に加えて、窓を二重窓にする工事。（窓のみを二重窓にする工事は対象外）

工事内容
3-2 居室等の一角でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事

#### 【補足】

- ・造り付けのカウンターテーブルや間仕切り等の設置工事、LAN 増設等の電気通信工事、コンセントや照明器具設置等の電気設備工事。
- ・居室の一角だけでなく、押し入れなどの収納スペースや廊下の突き当り等に造り付けの机設置やLAN・コンセント増設、証明設置等する場合も対象。
- ・テレワークやリモート授業に対応できる機能を満たす工事が対象。